

鉄骨技術者倫理規程

一般社団法人鉄骨技術者教育センター

制定 2019 年 11 月 18 日

一般社団法人鉄骨技術者教育センターは、当センターが認定登録する鉄骨技術者（鉄骨製作管理技術者、建築鉄骨製品検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者）の社会的使命と職責の重大性に鑑み、鉄骨技術者が遵守すべき倫理的事項を次のとおり定める。

1. 使命

鉄骨技術者は、その専門知識と経験に基づき、鉄骨造建築物の品質の確保と信頼性の向上に努めなければならない。

2. 法令等の遵守

鉄骨技術者は、自らの職務に関連する法令・基準等をよく理解し、遵守しなければならない。

3. 品位の保持

鉄骨技術者は、責任感と誠意をもって品位の保持に努めなければならない。

4. 不正行為の禁止

鉄骨技術者は、当センターの資格試験、資格登録および資格の活用等について、以下に示すような不正行為を行ってはならない。

- (1) 受験・登録申請における虚偽の申請
- (2) 受験申請者以外の者による資格試験の受験
- (3) 資格の詐称や登録証の不正利用
- (4) 職務における法令等への違反や情報の捏造
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為

5. 不正行為に対する処置

鉄骨技術者が不正行為を犯した場合は、当センターは鉄骨技術者登録規程に基づきその登録を抹消する。